

建築士事務所業務の手引き

令和3年1月

茨城県土木部都市局建築指導課

1. はじめに

建築士事務所の開設者は、建築士法の規定により、各種書類の備え付け、書類の提出、重要事項の説明等、遵守しなければならない義務があります。これらの義務に反した場合、行政処分を受けることがあります。

この冊子は、建築士事務所が業務を行っていくうえで、建築士法上、遵守しなければならない義務、作成が義務付けられている書類等についてまとめたものです。

2. 建築士事務所の登録等の手続について

茨城県に登録をしている建築士事務所は、下記に該当した場合、該当する書類を（一社）茨城県建築士事務所協会へ提出してください。

種別	概要
登録の更新	建築士事務所登録の有効期間は <u>5年間</u> です。 更新する場合、有効期間満了の <u>30日前</u> までに登録申請書を提出してください。
登録事項の変更	下記の事項に変更があった場合、 <u>2週間以内</u> （⑤については <u>3ヶ月以内</u> ）に変更届を提出してください。 ①建築士事務所の名称、所在地 ②登録申請者の氏名（個人登録の場合） ③法人名称、役員（法人登録の場合） ④管理建築士 ⑤所属建築士
廃業の届出	建築士事務所の開設者は業務を停止した場合、 <u>30日以内</u> に廃業届を提出してください。

※ 各申請書の様式、作成の手引き等は、（一社）茨城県建築士事務所協会のホームページに掲載されています。

3. 建築士事務所の業務及び各種様式について

(1) 重要事項説明の実施（建築士法第24条の7）

重要事項の説明	<p>建築主が設計及び工事監理業務を委託する場合、その具体的内容について十分理解した上で、契約することが必要です。</p> <p>このため、設計及び工事監理契約締結前に、管理建築士又は所属建築士が建築主に対し、最低限、建築士法に定められた事項について重要事項説明書を交付し、建築士免許証又は免許証明書を提示して重要事項を説明しなければなりません。</p> <p>なお、重要事項の説明を行った証しとして、説明を受けた建築主の記名押印後の重要事項説明書の写しを保管しておいてください。</p>
説明事項	<p>書面に記載する重要事項は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">①作成する設計図書の種類（設計受託契約の場合）②工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）③従事する建築士氏名、級別、登録番号④報酬の額及び支払の時期⑤契約の解除に関する事項⑥建築士事務所の名称及び所在地⑦建築士事務所の開設者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の職氏名）⑧対象となる建築物の概要⑨委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名または名称及び住所（設計又は工事監理の一部を委託する場合） <p>※上記に加えて、説明内容をより充実されることは望ましいと考えます。</p>
書面の様式	<p>様式は特に定められていません。</p> <p>四会推奨標準様式及び記入例が（一社）日本建築士事務所協会連合会のホームページからダウンロードできます。</p>

(2) 書面の交付又は契約書の締結（建築士法第24条の8）

書面の交付又は契約書の締結	<p>設計及び工事監理契約を締結したときは、建築主に対し、建築士法に定められた事項を記載した書面を交付するか、記載事項を満たした契約書を締結しなければなりません。</p> <p>この書面の交付又は契約書の締結は、再委託を受けた建築士事務所から元請の建築士事務所に対しても必要です。</p> <p>建築士事務所の開設者は記名、押印又は署名をしなければなりません。</p> <p>なお、交付したことの証しとして、委託者の押印した交付書面の写しを事務所に保管しておいてください。</p>
記載事項	<p>書面に記載する事項は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">①作成する設計図書の種類（設計受託契約の場合）②工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）③従事する建築士氏名、級別、登録番号④報酬の額及び支払の時期⑤契約の解除に関する事項⑥建築士事務所の名称及び所在地⑦建築士事務所の開設者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）⑧対象となる建築物の概要⑨委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名または名称及び住所（設計又は工事監理の一部を委託する場合）⑩設計又は工事監理業務の種類、内容、実施期間及び方法⑪契約の年月日⑫契約の相手方の氏名又は名称
書面の様式	<p>様式は特に定められていません。</p> <p>茨城県では参考様式を作成し、茨城県土木部都市局建築指導課のホームページに掲載しています。</p>

建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面の様式

令和 年 月 日

委託者

(契約の相手方の氏名又は名称 (施行規則第22条の3第1項2号))

受託者 (法第24条の8第1項, 施行規則第22条の2の2)

建築士事務所の名称

建築士事務所の所在地

開設者の氏名又は名称

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

1. 対象となる建築物の概要

(法第24条の8第1項1号, 第24条の7第1項6号, 施行規則第22条の2の2)

建築予定地	
主要用途	
工事種別	
構造及び規模	

2. 業務の種類及び内容, 実施方法及び業務実施期間 (法第24条の8第1項1号, 2号及び3号)

業務の種類	実施の有無	実施方法等	業務期間
1.基本設計業務 (構造設計, 設備設計を含む)			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
2.実施設計業務 (構造設計, 設備設計を含む)			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
3.監理業務			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
4.その他の業務			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

3. 業務に従事することとなる建築士及び建築設備士

(法24条の8第1項1号, 24条の7第1項3号, 施行規則第22条の2の2)

氏名	資格	登録番号
	建築士	
	建築士	

4. 作成する設計図書の種類及び内容（設計委託業務の場合）

（法 24 条の 8 第 1 項 2 号，第 24 条の 7 第 1 項 1 号）

--

5. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

（工事監理受託契約の場合）（法 24 条の 8 第 1 項 1 号，24 条の 7 第 1 項 2 号）

工事と設計図書との照合の方法	
工事監理の実施の状況に関する報告の方法	

6. 業務の一部の再委託先（協力事務所）

（法 24 条の 8 第 1 項 1 号，24 条の 7 第 1 項 6 号，施行規則第 22 条の 2 第 1 項 6 号）

再委託する業務の概要	協力事務所の名称及び所在地	開設者の氏名又は名称 （法人の場合は代表者名）

7. 報酬の額及び支払時期（法第 24 条の 8 第 1 項 1 号，法 24 条の 7 第 1 項 4 号）

--

8. 契約の解除に関する事項（法第 24 条の 8 第 1 項，24 条の 7 第 1 項 5 号）

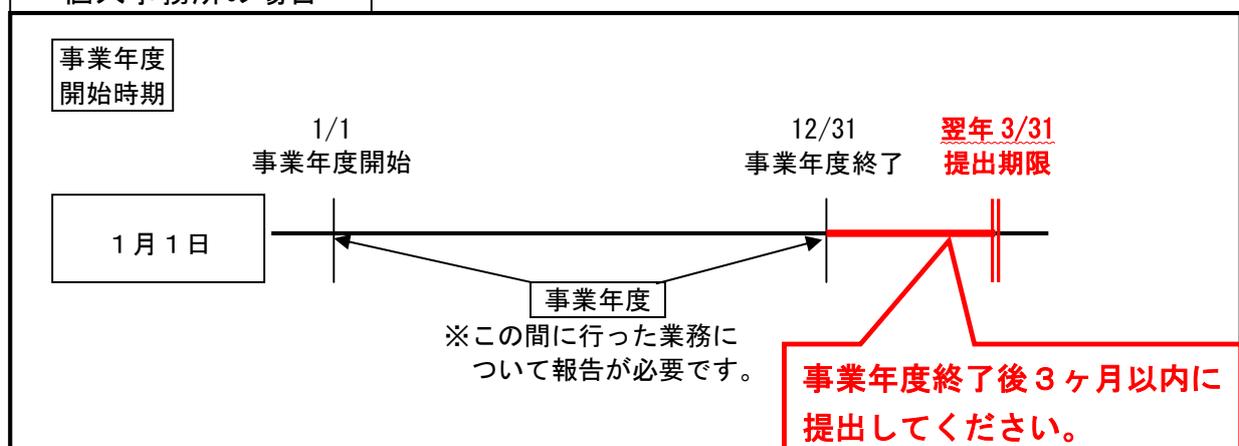
--

(3) 設計等の業務に関する報告書（建築士法第 23 条の 6）

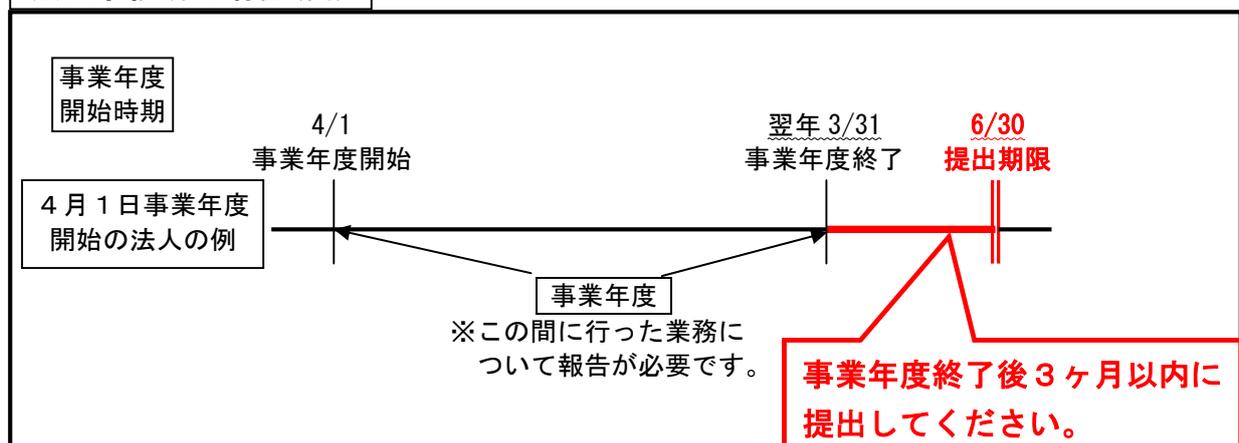
設計等の業務に関する報告書	<p>建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに下記の事項を記載した業務報告書を作成し、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、知事へ提出する必要があります。</p> <p>当該事業年度に報告すべき業務実績がない場合であっても提出する必要があります。</p> <p>提出された報告書は、（一社）茨城県建築士事務所協会にて一般の閲覧に供されます。</p>
記載事項	<p>書面に記載する事項は下記のとおりです。</p> <p>①建築士事務所の名称・所在地・開設者の氏名等（第一面）</p> <p>②当該事業年度における建築士事務所の業務実績（第二面）</p> <p>i 記載順序は、直近のものから順次記載してください。</p> <p>ii 記載すべき業務範囲は、法第23条に定める建築士事務所登録の必要な業務（設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定及び建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理）になります。</p> <p>iii 事業年度を跨いで継続する業務についても記載してください。その場合終了の時期は空欄で結構です。また、前年度からの継続業務についても記載してください。</p> <p>iv 同じような業務であっても一つの契約毎に記載してください。</p> <p>v 当該事業年度において報告すべき業務がない場合には、該当なしと記載してください。</p> <p>③当該建築士事務所に所属する建築士の名簿（第三面）</p> <p>i 当該事業年度に所属した全ての建築士を記載してください。</p> <p>ii 事業年度途中での退職者については、退職した年月日を記載してください。</p> <p>iii 建築士法第 22 条の 2 第 1 号から第 3 号までに定める講習とは、建築士事務所に所属する建築士が 3 年度毎に 1 度受講する「定期講習」の受講年月日です。</p> <p>④所属する建築士の当該事業年度における業務実績（第四面）</p> <p>i 第二面に記載した業務実績を建築士毎にまとめてください。</p> <p>ii 複数の建築士で担当した業務については重複して記載することになります。</p> <p>⑤管理建築士が意見を述べたときはその概要（第五面）</p> <p>i 管理建築士から意見がない場合には、管理建築士の氏名と意見がない旨を記載してください。</p> <p>ii 管理建築士と開設者が同一の場合は、管理建築士の氏名と「開設者と同一のため意見なし」と記載してください。</p>

書類の様式	第六号の二書式（建築士法施行規則第 20 条の 3 第 2 項） 様式及び記載例は，茨城県土木部都市局建築指導課のホームページに掲載しています。
書類の提出先	（一社）茨城県建築士事務所協会
提出時期	提出時期は，各建築士事務所の定款に定める事業年度により異なりますので，下図を参考に提出してください。 なお，個人建築士事務所の事業年度は，暦年（1 月 1 日～12 月 31 日）となります。

個人事務所の場合



法人事務所の場合(例)



第六号の二書式（第二十条の三関係）（A 4）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

知事殿

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

事務所名称

所在地

電話

番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

【記入注意】 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別及 び管理建築 士である場 合にあって は、その旨	登録番号	登録を 受けた 都道府 県名 (二級 建築士 又は木 造建築 士の場合)	建築士法 第22条 の2第1 号から第 3号まで に定める 講習のう ち直近の ものを受 けた年月 日	構造設計 一級建築 士又は設 備設計一 級建築士 である場 合にあっては、そ の旨	構造設計 一級建築 士証又は 設備設計 一級建築 士証の交 付番号	建築士法 第22条 の2第4 号及び第 5号に定 める講習 のうちそ れぞれ直 近のもの を受けた 年月日
計				一級建築士		名	
				二級建築士		名	
				木造建築士		名	
				構造設計一級建築士		名	
				設備設計一級建築士		名	

(4) 標識の掲示 (建築士法第 24 条の 5)

標識の掲示	公衆の見やすい場所に建築士事務所の標識を掲示する必要があります。
記載事項	<p>標識に記載する事項は下記のとおりです。</p> <p>①建築士事務所の名称</p> <p>②建築士事務所の級別・登録番号</p> <p>③開設者の氏名 (法人の場合は名称及び代表者の職氏名)</p> <p>④管理建築士の免許の種別・氏名</p> <p>⑤登録の有効期間</p>
書類の様式	第七号書式 (建築士法施行規則第 22 条)

登録している事務所の名称を記載

(注意) 開設者が法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名

第七号書式

25cm 以上	名 称	
	登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 (都道府県) 知事登録第 号
	開 設 者	氏 名
	管理建築士	一級 二級 建築士 氏 名 木造
	登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
40cm 以上		

(5) 帳簿の備え付け等及び図書の保存（建築士法第24条の4）

帳簿の備え付け・保存	建築士事務所として業務を行った場合、帳簿の作成、保存が必要です。 作成した帳簿は15年間の保存が義務付けられています。
記載事項	帳簿に記載する事項は下記のとおりです。 ①契約の年月日 ②契約の相手方の氏名又は名称 ③業務の種類・概要 ④業務の終了の年月日 ⑤報酬の額 ⑥業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名 ⑦業務の一部を委託した場合、当該委託に係る業務の概要・受託者の氏名又は名称及び所在地 ⑧管理建築士が意見を述べたときはその概要
図書の保存	全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等及び工事監理報告書の保存が必要です。 作成した図書は15年間の保存が義務付けられています。
書類の様式	様式は特に定められていません。 茨城県では参考様式を作成し、茨城県土木部都市局建築指導課のホームページに掲載しています。

(6) 閲覧に供する書類（建築士法第 24 条の 6）

閲覧に供する書類	事業年度ごとに閲覧に供する書類を作成し、設計等を委託しようとする建築主の求めに応じ、閲覧させなければなりません。 事業年度経過後 3 ヶ月以内に作成し、3 年間の保存が義務付けられています。
記載事項	閲覧に供する書類に記載する事項は下記のとおりです。 ①建築士事務所の名称・所在地・開設者の氏名等（第一面） ②当該事業年度における建築士事務所の業務実績（第二面） ③当該建築士事務所に所属する建築士の名簿（第三面） ④所属する建築士の当該事業年度における業務実績（第四面） ⑤損害賠償の保険契約やその他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類
書類の様式	第七号の二書式（建築士法施行規則第 22 条の 2） 様式は、茨城県土木部都市局建築指導課のホームページに掲載しています。

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

（第一面）

建築士事務所の概要

令和 年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地	
登録	一級 二級 建築士事務所 木造 知事登録第 号	
開設者	氏名又は名称	
管理建築士	一級 二級 建築士 木造 登録第 号	
登録の有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第三面)

所属建築士名簿

令和 年 月 日現在

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合には、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日
計		一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名					

(7) 工事監理報告書の提出について（建築士法第20条第3項）

工事監理報告書の提出	工事監理を行った建築士は、工事監理を終了したときは、その結果を直ちに所定の様式の工事監理報告書に記載し、建築主に提出しなければなりません。
記載事項	工事監理報告書に記載する事項は下記のとおりです。 ①報告年月日 ②報告者である建築士の氏名等 ③建築主の氏名 ④工事の概要 ⑤工事期間における主要な設計変更 ⑥主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることを確認した内容 ⑦主要な工事が設計図書のとおり実施されていることを確認した内容 ⑧工事完了時における確認した内容 ⑨工事施工者に対する注意の概要 ⑩建築設備に係る意見の概要 ⑪備考（工事監理に関して特に報告すべき事項等）
書類の様式	第四号の二の二書式（建築士法施行規則第17条の15） 様式は、茨城県土木部都市局建築指導課のホームページに掲載しています。

第四号の二の二書式（第十七条の十五関係）（A4）
（表面）

工 事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

令和 年 月 日

() 建築士 () 登録第 号
氏 名

() 建築士事務所 () 登録第 号
名 称
所在地
電 話

建築主 殿

建築物の名称 及び所在地				
工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
建築確認番号				
建築確認年月日	令和 年 月 日			
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日			
工事期間における 主要な設計変更	変更年月日	変更された 設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材 料、建築設備等 が設計図書のと おりであること の確認	確認年月日	建築材料、 建築設備等の 名称及び規格	名称及び規格が 定められている 設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設 計図書のとおり に実行されてい ることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定め られている設計 図書の種類	確認方法の概要

(裏面)

工事完了時における確認	確認年月日	確認事項	確認結果の概要	
工事施工者に与えた注意	注意年月日	注意の概要	工事施工者の対応と 建築主に対する報告の概要	
建築設備に係る意見	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
備考				

〔記入注意〕

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 4 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第4項に規定する注意について記入してください。
- 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
- 6 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
- 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

(8) 管理建築士について (建築士法第 24 条第 1 項及び第 2 項)

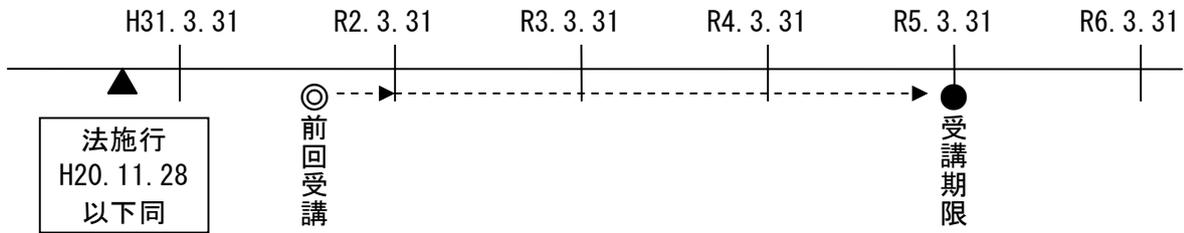
管理建築士の専任性	<p>建築士事務所には、<u>専任</u>の管理建築士を置かなければなりません。</p> <p>専任であるとは、その事務所が業務を行っている間は、原則として事務所に常勤し、専ら事務所を管理する必要があり、開設者に使用される管理建築士の場合、雇用契約等により、開設者との間に継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその事務所に勤務し得るものでなければなりません。</p> <p>したがって、原則として、<u>他社</u>の管理建築士及び建設業の技術者、宅地建物取引主任者等と兼ねることはできません。</p>
管理建築士の要件	<p>管理建築士になるためには、建築士として 3 年以上設計等の業務に従事した後、登録講習機関の実施する管理建築士講習を修了しなければなりません。</p>
3 年の業務経験として認められるもの	<p>国土交通省令で定める設計等の業務は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の設計に関する業務 ②建築物の工事監理に関する業務 ③建築工事契約に関する事務に関する業務 ④建築工事の指導監督に関する業務 ⑤建築物に関する調査、又は鑑定に関する業務 ⑥建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務
講習課程	<ul style="list-style-type: none"> ①建築士法その他関係法令に関する科目 ②業務の進め方、経営管理、紛争防止等に関する講義等 <p>最後に修了考査が実施されます。</p>

(9) 定期講習 (建築士法第 22 条の 2)

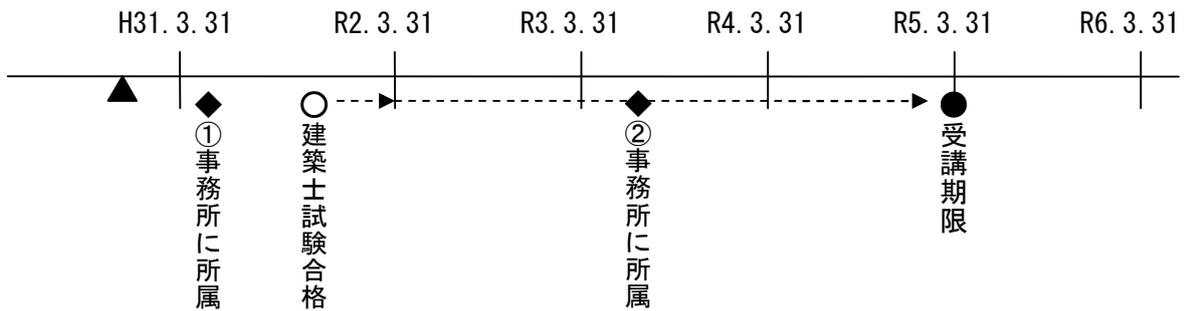
定期講習	<p>建築士事務所に所属する建築士は 3 年度毎に登録講習機関の実施する定期講習を修了しなければなりません。</p> <p>また、建築士事務所を退職した後、他の職についていたとしても、再度建築士事務所に所属する場合には、以前に受けた直近の講習日から 3 年以上が経過している場合、遅滞なく講習を受ける必要があります。</p> <p>講習の受講期間については、下図を参考にしてください。</p>
講習課程	<ul style="list-style-type: none"> ①建築士法その他関係法令に関する項目 ②最新の建築技術、設計及び工事監理の実務の動向、職業倫理に関する講義等 <p>最後に修了考査が実施されます。</p>

建築士定期講習の受講期間

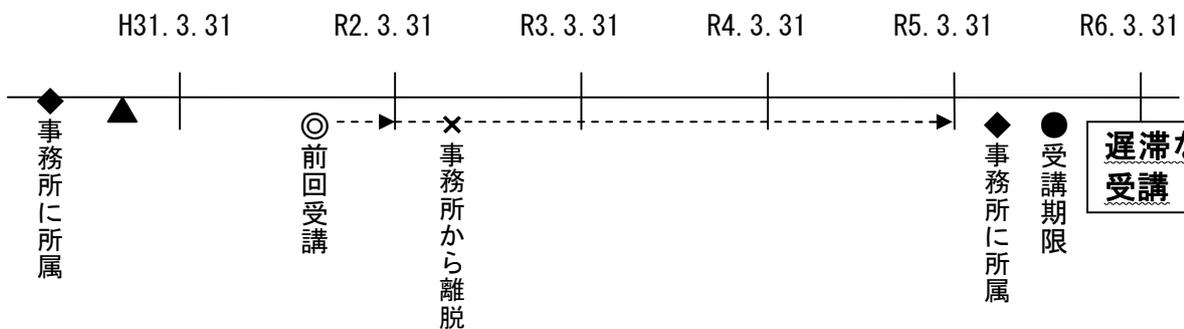
受講経験有りの場合



- ① 建築士試験に合格前から建築士事務所に所属又は
- ② 合格の翌年度開始から3年以内に所属した場合



受講経験有り, 前回受講から3年以上経過後に所属した場合



4. 建築士登録等の手続について

一級建築士の方

現在、茨城県にお住まいの一級建築士の方は、下記に該当した場合、該当する書類を（一社）茨城県建築士会へ提出してください。様式等は、（一社）茨城県建築士会及び（公社）日本建築士会連合会のホームページをご覧ください。

二級・木造建築士の方

- ①茨城県で二級又は木造建築士の免許を取得された方は、下記に該当した場合、該当する書類を（一社）茨城県建築士会へ提出してください。様式等は（一社）茨城県建築士会のホームページをご覧ください。
- ②他県等で免許を取得された方は、取得した都道府県にお問い合わせください。

種別	概要
登録事項の変更	<p>下記の事項に変更があった場合、<u>30日以内</u>に登録事項変更届を提出してください。</p> <p>①氏名 ②生年月日 ③性別</p>
携帯型免許証明書への書換交付申請	現在、所有する建築士免許証の携帯型建築士免許証明書への書換えを希望する方は、建築士免許書換え交付申請書を提出してください。
免許証明書の再交付	<p>建築士免許証又は免許証明書を汚損し、又は亡失（紛失）した場合は、<u>遅滞なく</u>免許証明書再交付申請書を提出してください。</p> <p>※亡失（紛失）した免許証明書等を発見した場合は、発見した日から<u>10日以内</u>に発見した免許証明書等を必ず返納してください。</p>
死亡等届出	<p>下記の事項に該当する場合、届出者は死亡等届出書を提出してください。</p> <p>①死亡した場合 〔届出者〕戸籍法による届出義務者</p> <p>②後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合 〔届出者〕成年後見人又は保佐人</p>
取消申請	建築士が一身上の都合により免許の取消を申請する場合、免許取消申請書を提出してください。
住所等の届出	<p>下記の事項に変更があった場合、<u>30日以内</u>に住所等の届出を提出してください。</p> <p>①住所 ②建築に関する業務に従事する者にとっては、その業務の種別並びに勤務先の名称（建築士事務所に勤務する方は、その名称及び開設者の氏名）及び所在地</p>

建築士事務所の業務状況チェックシート

No.	チェック項目	チェック欄	根拠法令
1	<p>下記の事項に変更があった場合、2週間以内（⑤については3ヶ月以内）に変更届を提出している。</p> <p>①建築士事務所の名称，所在地 ②登録申請者の氏名（個人登録の場合） ③法人名称，役員（法人登録の場合） ④管理建築士 ⑤所属建築士</p>		第23条の5
2	契約締結前に、建築主に対し、重要事項説明書を交付し、建築士免許証又は免許証明書を提示して説明している。		第24条の7
3	延べ面積が300㎡を超える建築物の設計又は工事監理の契約締結に際して、法定事項を記載した書面を相互に交付している。		第22条の3の3
4	契約締結後、建築主等に対し、法定事項を記載した書面の交付又は法定事項を満たした契約書を締結している。		第24条の8
5	事業年度毎に設計等の業務に関する報告書を作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に知事に提出している。		第23条の6
6	建築士事務所の公衆の見やすい場所に標識を掲示している。		第24条の5
7	建築士事務所として行った業務の帳簿を作成し、15年間の保存している。		第24条の4第1項 施行規則第21条
8	事業年度毎に閲覧に供する書類を作成し、閲覧に供している。		第24条の6
9	設計図書、工事監理報告書を15年間保存している。		第24条の4第1項 施行規則第21条
10	資格の業務範囲内で設計・工事監理を行っている。		第3条，第3条の2，第3条の3
11	自分の作成した設計図書の原本に記名押印している。		第20条第1項
12	工事が設計図書のとおり実施されているか確認している。		第18条第3項
13	工事監理終了後、その結果を工事監理報告書で報告している。		第20条第3項

建築士事務所の業務状況チェックシート

No.	チェック項目	チェック欄	根拠法令
14	構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、「構造計算によって建築物の安全性を確かめた証明書」を交付している。		第 20 条第 2 項
15	建築設備士から意見を聴いたときは、設計図書、工事監理報告書において、その旨を明らかにしている。		第 20 条第 5 項
16	管理建築士が建築士事務所に専任している。		第 24 条
17	管理建築士が依頼された業務が適切に行われるよう建築士事務所を管理している。		第 24 条
18	建築士事務所に所属するすべての建築士が3年度毎に登録講習機関の実施する定期講習を受講している。		第 22 条の 2
19	自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませていない。		第 24 条の 2
20	建築士ではない者等に自己の名義を使用させていない。		第 21 条の 2
21	建築士事務所の開設者以外の者への再委託を行っていない。		第 24 条の 3 第 1 項
22	延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を一括して他の建築士事務所に再委託していない。		第 24 条の 3 第 2 項

建築士、建築士事務所は建築士法に基づく業務独占資格を有しています。定期的に事務所の業務状況を確認し、業務に取り組みましょう。